

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会 常任理事

松 本 吉 郎

消防職員によるターニケットを含む止血帯による圧迫止血について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、消防庁救急企画室より各都道府県消防防災主管部（局）及び東京消防庁・各指定都市消防本部宛に、標記の文書が発出されました。

非医療従事者である消防職員（救急隊員及び准救急隊員を除く。）によるターニケット等止血帯の使用は、医師法第 17 条に抵触するおそれがあるところ、本通知は、消防庁救急企画室長より厚生労働省医政局医事課長宛に、多数傷病者が発生している場面等で、医療従事者による速やかな対応が得られない状況においては、一定の条件の下、同法に抵触しない旨確認されたものです。

条件としては、「傷病者が医師等の管理下におかれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化する恐れがあると認められること」、「使用者が、『止血に関連する解剖、整理及び病態生理について』『止血法の種類と止血の理論について』『ターニケットの使用方法及び起こりうる合併症について』の内容を含む講習を受けていること」とされております。

なお、消防隊員による当該処置の実施については、必要に応じてメディカルコントロール協議会において事後検証を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関へのご周知とともに、都道府県、地域のメディカルコントロール体制につきご高配賜りますようお願いいたします。

事務連絡
平成30年3月14日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁救急企画室

消防職員によるターニケットを含む止血帯による圧迫止血について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

ターニケットを含む止血帯による圧迫止血に関して、医師法第17条の解釈について消防庁から別添1のとおり厚生労働省に照会を行ったところ、別添2のとおり回答がありました。

各都道府県消防防災主管部（局）においては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

【担当】

消防庁救急企画室 救急推進係

森川・石井・大坪

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp

消 防 救 第 15 号
平成 30 年 2 月 23 日

厚生労働省医政局 医事課長 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

医師法第 17 条の解釈について (照会)

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願いいたします。

記

テロ災害等の対応力向上として、多数傷病者が発生している場面等、医療従事者の速やかな対応が得られない状況下で、非医療従事者である消防職員(救急隊員及び准救急隊員を除く。)が、重度の四肢の大出血に対し、ターネットを含む止血帯による圧迫止血を行うことは緊急やむない措置として行われるものであり、次の 2 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよいか。

- ① 傷病者を医療機関その他の場所に収容し、又は医師等が到着し、傷病者が医師等の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められること。
- ② 使用者が、以下の内容を含む講習を受けていること。
 - ・出血に関連する解剖、生理及び病態生理について
 - ・止血法の種類と止血の理論について
 - ・ターネットの使用方法及び起こりうる合併症について

なお、消防職員(救急隊員及び准救急隊員を除く。)が行うターネットを含む止血帯による圧迫止血の実施状況については、必要に応じてメディカルコントロール協議会において事後検証を行うことを申し添える。

【担当】

消防庁救急企画室 救急推進係
森川・石井・大坪

TEL 03-5253-7529

E-mail kyukyusuishin@soumu.go.jp

医政医発 0228 第 6 号

平成 30 年 2 月 28 日

消防庁救急企画室長 殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について (回答)

平成 30 年 2 月 23 日付け消防救第 15 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。